

六ヶ所村高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月
六ヶ所村

はじめに



我が国の65歳以上の高齢者人口は、介護保険制度が始まった平成12年に総人口の17.4%だったものが、令和元年には28.1%と過去最高となり、高齢化率の上昇が続いています。

内閣府発行の令和元年版高齢社会白書によれば、高齢者人口は「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（令和7年）には3,677万人に達し、2036年（令和18年）に高齢化率は33.3%となり、3人に1人が高齢者になると推計されております。

本村においても、2025年（令和7年）には、高齢化率が29.0%に達し、2040年（令和22年）には32.4%に達すると推計され、国の状況と変わらないと推測されます。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、新しい生活様式が求められ、高齢者保健福祉や介護保険制度にかかるサービスや事業についても、新しい観点での見直しや工夫が必要となってきています。

このような状況を踏まえ、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までを計画期間とする「六ヶ所村高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定しました。

今回の計画においては、第7期計画に引き続き「すべての高齢者が自立し、生きがいをもって生活できる村づくり」を基本理念に掲げております。

高齢者が住み慣れた地域において健康で生きがいをもち、自己の意思が十分に尊重されながら、いきいきと安心して暮らすことができるよう、「地域包括ケアシステム」の一層の充実を図り、高齢者を含めたすべての人々を対象とする地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を目指し、最善の努力をしてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、「六ヶ所村介護保険事業運営協議会」に参画いただき、貴重なご意見、ご提言をいただきました委員の皆様をはじめ、アンケート調査等に御協力いただきました多くの住民の皆様や関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

六ヶ所村長 戸田 衛

目 次

第 1 章	計画の概要	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
(1)	根拠法令など	2
(2)	他計画との関係	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	4
(1)	六ヶ所村介護保険事業運営協議会	4
(2)	アンケート調査	4
第 2 章	高齢者を取り巻く現状	5
1	高齢者の状況	5
(1)	人口と高齢者数の推移	5
(2)	高齢者のいる世帯の状況	6
2	介護保険事業の状況	7
(1)	被保険者数の推移	7
(2)	要支援・要介護認定者の推移	8
(3)	介護保険サービスの利用状況	10
(4)	介護給付費の状況	12
3	アンケート調査結果	13
(1)	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（リスク判定結果）	13
(2)	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（高齢者福祉）	21
(3)	在宅介護実態調査	29
4	高齢者及び要支援・要介護認定者の推計	36
(1)	人口と高齢者の将来推計	36
(2)	被保険者数の見込み	38
(3)	要支援・要介護認定者の推計	39
第 3 章	計画の基本的な考え方	41
1	計画の基本理念	41
2	計画の基本目標	42
3	計画の体系	43
4	日常生活圏域の設定	44

第4章	生きがいづくり・社会参加と介護予防の充実	45
1	生きがいづくり支援と社会参加活動の推進	45
(1)	生きがい活動支援通所事業	45
(2)	生涯学習・スポーツ・レクリエーション	46
(3)	老人クラブの育成と活動支援	46
(4)	交流の促進と敬老事業	47
(5)	高齢者の就労支援	47
2	介護予防・日常生活支援総合事業	48
(1)	介護予防・生活支援サービス事業	49
(2)	一般介護予防事業	50
(3)	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	52
第5章	地域包括ケアシステムの推進	53
1	地域共生社会の実現に向けた取組	54
2	自立支援・重度化防止に向けた取組の推進	54
3	地域包括支援センターの機能強化	55
(1)	地域包括支援センター機能の充実	55
(2)	包括的支援事業	55
(3)	任意事業	58
4	介護人材の確保に向けた取組の推進	59
5	居住環境の充実と多様な住まいの確保	60
(1)	住宅改修相談支援	60
(2)	福祉用具利用の促進	60
(3)	バリアフリー化の推進	61
(4)	高齢者の多様な住まいについて	61
6	福祉施設の確保（介護保険法定外）	62
(1)	養護老人ホーム措置事業	62
(2)	生活支援ハウス	62
(3)	老人福祉センター	62
(4)	地域交流ホーム	62
7	在宅医療・介護連携の推進	63
(1)	市内の連携体制	63
(2)	在宅医療・介護連携推進の主な取組	64

8	認知症施策の推進	65
(1)	認知症への理解を深めるための普及・啓発、本人発信支援	66
(2)	認知症の予防推進	67
(3)	医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	67
(4)	認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	69
(5)	研究開発	70
9	生活支援サービスの充実・強化	71
(1)	生活支援コーディネーターの配置	71
(2)	生活支援体制整備推進協議会の設置	71
(3)	生活支援サービスの実施	71
10	地域ケア会議の充実	72
11	多様な生活支援の展開	73
(1)	軽度生活援助事業	73
(2)	家族介護用品支給事業	73
(3)	家族介護慰労事業	74
(4)	配食サービス	74
(5)	高齢者世帯等除雪支援事業	75
(6)	外出支援事業	75
(7)	高齢者等無料入浴券交付事業	76
(8)	外出支援バス（はっぴい号）運行	76
(9)	一人暮らし高齢者防火訪問	77
(10)	緊急通報体制等整備事業	77
(11)	自動車急発進防止装置整備費補助事業	77
(12)	高齢者適正服薬支援事業	78
12	支え合いの促進と災害・感染症対策の体制整備	79
(1)	地域支え合い意識の醸成	79
(2)	地域福祉を担う組織との連携	79
(3)	高齢者のための防犯・交通安全対策	80
(4)	防災対策・災害時対応の充実	81
(5)	感染症対策の推進	81

第 6 章	介護保険サービスの充実	82
1	本村の介護サービス資源の状況	82
2	介護予防サービス（要支援 1・2）	83
	（1）介護予防サービス	83
	（2）介護予防支援	86
3	介護サービス（要介護 1～5）	87
	（1）居宅サービス	87
	（2）地域密着型サービス	91
	（3）居宅介護支援	92
	（4）施設サービス	93
4	要介護認定・給付の適正化とサービスの質的向上	94
	（1）要介護認定の適正化	94
	（2）介護給付の適正化	95
	（3）サービスの質の向上	96
	（4）事業者との連携	96
	（5）近隣市町村との連携	96
5	サービス利用のための支援	97
	（1）制度及びサービスの周知	97
	（2）事業者情報等の周知	97
	（3）苦情への対応	97
6	介護保険事業費と保険料	98
	（1）介護サービス総給付費の見込み（令和 3 年度～5 年度）	98
	（2）介護保険事業費の見込み（令和 3 年度～5 年度）	102
	（3）介護保険料算出の流れと保険料負担割合	104
	（4）保険料の算定（令和 3 年度～5 年度）	106
	（5）介護保険事業費の見込み（令和 7 年度・令和 22 年度）	108
	（6）保険料の算定（令和 7 年度・令和 22 年度）	109
第 7 章	計画の推進体制	110
1	計画の周知・連携による推進	110
2	計画の進行管理・評価・見直し	110
資	料	111
1	六ヶ所村介護保険事業運営協議会設置要綱	111
2	六ヶ所村介護保険事業運営協議会委員名簿	113